

「家庭教育支援チーム」登録制度 Q&A

平成28年5月
令和2年3月一部改正

Q1. 「家庭教育支援の取組」とは、どのような取組を指すのでしょうか。

A1. 保護者を主な対象とした内容であることを想定しています。家庭教育とは、父母その他の保護者が、子供に対して行う教育のことであり、家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育を行う主体である保護者等に対する支援(学習機会、情報、交流の場の提供や相談対応等)を指します。

Q2. 家庭教育支援チームとして登録するとどのようなメリットがありますか。

A2. 家庭教育支援チームとして登録すると次のようなメリットがあります。

- ・文部科学省ホームページへチーム紹介等を掲載し、全国へ向けて情報を発信します。

＜登録チーム掲載ホームページ＞

文部科学省家庭教育支援ホームページ「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」

<http://katei.mext.go.jp/contents4/4-1.html>

- ・文部科学省が提供する家庭教育支援チームロゴマークを使用することができます。
- ・文部科学省から家庭教育支援に関する情報・資料等を提供します。
- ・必要に応じて、チーム同士の意見交換の機会を開催します。

Q3. 登録手順を教えてください。

A3. 登録を希望する家庭教育支援チームは、活動拠点の所在する市区町村の家庭教育支援担当者へ登録申請書(取組の内容が分かる資料を作成している場合は当該資料を含む)を提出します。市区町村の担当者は、申請書等を通じて、申請チームの取組が登録要件をすべて満たしていることを確認した上で、都道府県の担当者を経由して(指定都市の場合は直接)、文部科学省へ提出します。まずは、市区町村の担当者へ御相談ください。

Q4. 登録募集はいつ行われますか。

A4. 文部科学省では、随時、登録申請(電子メール)を受け付けています。毎月末日までに文部科学省に登録申請書及び添付資料が到着し、翌月10日までに確認作業が完了した申請については、都道府県及び市区町村の担当者を経由して(指定都市の場合、都道府県は経由せず)、申請チームに確認の結果をお知らせします。

また、確認の結果、登録要件をすべて満たしていると判断できる申請チームについては、文部科学省において、家庭教育支援チームの登録を行うとともに、当該チームの概要をホームページに掲載します。

Q5. 登録チームは全て文部科学省ホームページで紹介されるのでしょうか。

A5. 原則、全ての登録チームについて、登録申請書(非公表情報は除く)を文部科学省ホームページに掲載します。なお、申請書の内容以外にもアピールしたい内容(チームのリーフレットなど)がありましたら、別添として電子ファイルを御提出ください。内容等を確認し、対応可能な範囲で追加掲載します。

Q6. 登録要件に例示されている具体的な取組内容のうち、1つの取組しか行っていない場合でも、登録チームとして認められますか？

A6. 認められます。例示のいずれかの活動を通して、保護者等に対する家庭教育支援を行っているチームを対象として想定しています。より具体的な事例は下記のとおりです。

- ・保護者等への学びの場の提供

家庭教育学級の企画・運営、家庭教育に関する地域の情報発信 など

- ・保護者等への地域の居場所づくり

子育てサロンの開催、親子参加での講座の企画・運営 など

- ・アウトリーチ型家庭教育支援(※保護者の居場所に出向いて届ける支援)

保護者の居場所(自宅や企業、学校等での参観日や乳幼児健診の機会など)に出向いて行う相談対応や情報提供 など

Q7. 登録要件に「継続的な取組を行うものであること」とありますが、継続的とはどの程度を指しますか？

A7. 取組内容が、年に1回程度の単発のイベント開催だけではなく、複数年度にわたって家庭教育支援の取組を行っている又は行おうとしていることが必要です。

Q8. 登録期間について、一度登録すると、何年間有効ですか？

A8. 登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日までです。

例)平成30年9月1日に登録した場合、令和3年3月31日(令和2年度末)まで。

令和2年2月15日に登録した場合、令和4年3月31日(令和3年度末)まで。

令和2年5月15日に登録した場合、令和5年3月31日(令和4年度末)まで。

Q9. 子育てサークルやおやじの会のような既存の団体や自主的に組織されたグループを、チームとして登録することはできますか？

A9. 活動内容が、グループ内で完結するような内輪のサークル活動ではなく、地域における家庭教育支援に資する活動であり、要綱の登録要件をすべて満たす団体である場合は、登録することができます。

◆その他、不明な点は、文部科学省家庭教育支援室(03-6734-3467)へお問い合わせください。